

平成29年（措）第7号

排 除 措 置 命 令 書

高知県安芸市幸町1番16号

土佐あき農業協同組合

同代表者 代表理事 長 野 隆

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 土佐あき農業協同組合（以下「土佐あき農協」という。）は、次の事項を理事会において決議しなければならない。
 - (1) 自ら以外の者になすを出荷することを制限する次の条件を付けて、組合員からなすの販売を受託している行為を行っていない旨を確認すること。
 - ア 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者から、なすの販売を受託しないこと。
 - イ 支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等及び罰金等を収受すること。
 - (2) 今後、組合員からのなすの販売の受託に関し、前記(1)と同様の行為を行わないこと。
- 2 土佐あき農協は、前項に基づいて採った措置を、組合員に通知しなければならない。この通知の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 土佐あき農協は、今後、組合員からのなすの販売の受託に関し、第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 4 土佐あき農協は、今後、自らに農産物を出荷する組合員

との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び当該取引に係る事業に関わる役職員に対する周知徹底を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

5 土佐あき農協は、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 土佐あき農協は、昭和38年10月1日に農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された安芸市農業協同組合が、平成10年10月1日、別紙2「農業協同組合名」欄に記載の11の農業協同組合を合併するとともに、同日付けで名称を現名称に変更したものである。

土佐あき農協は、肩書地を主たる事務所として、高知県室戸市、安芸市及び安芸郡（馬路村を除く。）の区域内（以下「土佐あき農協管内」という。）において農業を営む者等を組合員として、園芸農産物等の販売その他の経済事業等を行っている。

イ 土佐あき農協は、3アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設が土佐あき農協管内にある者等を正組合員とし、土佐あき農協管内に住所を有する個人で、土佐あき農協の事業を利用することが適当と認められる者等を准組合員としていところ、土佐あき農協の組合員の数は、平成27年3月末日現在、合計13,762名であり、そのうち正組合員が8,361名、准組合員が5,401名である。

ウ 土佐あき農協は、意思決定機関として総会に代わる総代会及び理事会を置き、経済事業等の運営方針を決定している。

(2) 土佐あき農協における園芸農産物（ゆずを除く。）の販売事業

- ア 土佐あき農協は、園芸農産物（ゆずを除く。この(2)において同じ。）の選果等を行うための施設として別紙3「集出荷場名」欄に記載の集出荷場を所有し、販売方法、取扱品目、精算方法等について理事会が定めた販売業務規程に基づき、当該集出荷場に出荷された園芸農産物の販売を受託している。土佐あき農協は、販売事業に関し、事業年度ごとに、集出荷場別の受託販売目標額を定めた事業計画を総代会で決定しており、理事会が園芸販売委員会に諮問するなどして業務を執行するとともに、集出荷場に配置した場長その他の職員に当該集出荷場を運営させている。
- イ 集出荷場では、園芸農産物の集出荷業務の円滑な運営を図り、生産農家の所得向上を目的とする生産者組織として、支部園芸部が組織されている（集出荷場ごとに組織されている支部園芸部は別紙3に記載のとおりである。）。支部園芸部は、意思決定機関として運営委員会及び総会を置いているところ、これらの事務局については土佐あき農協が集出荷場に配置した場長その他の職員が担当している。
- また、土佐あき農協では、本部園芸運営委員会と称する委員会が開催されているところ、その運営経費は土佐あき農協が助成しており、同委員会において、土佐あき農協の理事、集出荷場の場長、園芸課の職員、支部園芸部の運営委員長等が協働して、集出荷場の運営、園芸農産物の集出荷及び販売に関する検討を行うなどしている。
- ウ 支部園芸部は、その規約において、土佐あき農協の組合員であって、土佐あき農協に園芸農産物の販売を委託する者を支部員とすること等を定めているところ、土佐あき農協は、支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者が出荷した園芸農産物の販売を受託し、自らが受領した園芸農産物の販売代金から諸経費の見込額として支部園芸部が定めた諸掛預り金等を控除し（以下、当該控除後の残額を「控除後の残額」という。）、更に理事会が定めた販売手数料として控除後の残額の3.5パーセントに相当する額を徴収した上で、その残額を共同計算により支払っている。
- エ 土佐あき農協が控除又は徴収する前記ウの金銭のうち、諸掛預り金等及び控除後の残額の2.7パーセントに相当する額に関しては、土佐あき農協が販売事業に係る経費に充てているところ、土佐あき農協は、販売事業に係る経費が集出荷場ごとに異なることから、年1回、集出荷場ごとに、諸掛預り金及び控除後の残額の2.7パーセントに相当する額のそれぞれに

ついて、剰余が生じた場合には自らに園芸農産物の販売を委託した組合員に剰余額を還元し、不足が生じた場合には自らに園芸農産物の販売を委託した組合員から不足額を徴収することとしている。

なお、土佐あき農協が控除又は徴収する前記ウの金銭のうち、控除後の残額の0.8パーセントに相当する額に関しては、土佐あき農協から支部園芸部に委譲され、支部園芸部は、これを支部園芸部の運営経費に充てている。

(3) 土佐あき農協におけるなすの販売受託取引

ア 土佐あき農協になすの販売を委託している組合員は、平成27年3月末日現在、614名であり、支部員の親族であること等を理由に支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者2名を除き、その全てが支部員である。

イ 土佐あき農協は、販売を受託したなすの全量について、自らを含む高知県内の17の農業協同組合を会員として園芸農産物の販売流通等の事業を行っている高知県園芸農業協同組合連合会（以下「園芸連」という。）に販売を委託している（以下、土佐あき農協管内で生産されるなすに関し、土佐あき農協を通じて園芸連に出荷することを「系統出荷」といい、それ以外を「系統外出荷」という。）。また、園芸連は、土佐あき農協から販売を受託したなすについて、全国各地の卸売業者に販売を委託し、卸売業者は、卸売市場において仲卸業者等になすを販売している。

卸売業者は、仲卸業者等に対するなすの販売代金から、そのおおむね6.8パーセントに相当する額の販売手数料を徴収し、その残額を販売代金として園芸連に支払っている。園芸連は、卸売業者から支払われた販売代金から、諸経費及び卸売業者の仲卸業者等に対するなすの販売代金の1.2パーセントに相当する額の販売手数料を徴収し、その残額を販売代金として土佐あき農協に支払っている。土佐あき農協は、園芸連から支払われた販売代金から、前記(2)ウのとおり、諸掛預り金等を控除し、更に控除後の残額の3.5パーセントに相当する額の販売手数料を徴収し、その残額を販売代金として、なすの出荷を受けた日からおおむね20日後までに自らになすの販売を委託した組合員に支払っている。

(4) 商系業者におけるなすの販売受託取引

ア 土佐あき農協管内及びその周辺地域においてなすを集荷して販売している者（土佐あき農協を除く。）は、主に卸売市場を開設している青果卸売

業者3社（以下「商系三者」という。）である。

商系三者は、それぞれ、生産者からなすの販売を受託し、自らが開設する卸売市場において仲卸業者等に販売している。

イ 商系三者は、仲卸業者等に対するなすの販売代金から、その8パーセントないし8.5パーセントに相当する額の販売手数料及び諸経費を徴収し、その残額を販売代金として、最も早い場合には出荷を受けた翌日に生産者に支払っている。

(5) 土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの取引の状況

平成23年12月から平成26年11月までの3年間におけるなすの都道府県別出荷重量は、高知県が毎年全国第1位であり、その大部分は土佐あき農協管内から出荷されたものである。

また、平成24年4月から平成27年3月までの3年間に土佐あき農協が園芸連から支払を受けたなすの販売金額は、同販売金額と商系三者が仲卸業者等に販売したなすの販売金額との合計の4割を超えていた。

なお、土佐あき農協管内で生産される冬春なす（12月から翌年6月までを主な出荷時期として生産されるなすをいう。以下同じ。）に関しては、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく指定野菜価格安定対策事業として、その価格が著しく低落した場合に、生産者、高知県及び国があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に補給金を交付する事業が行われているところ、高知県においては、園芸連に冬春なすの出荷が委託された場合（間接的に出荷が委託された場合を含む。）のみに補給金が交付されているため、組合員は、冬春なすの系統出荷を行った場合には補給金を受領することができるが、冬春なすの系統外出荷を行った場合には補給金を受領することができない。

2 土佐あき農協によるなすの系統外出荷に関する制限

(1) 土佐あき農協は、かねてから、なすの生産地としての地位及び冬春なすに関して前記1(5)の補給金が交付される要件である野菜生産出荷安定法に定める野菜指定産地の指定を維持するとともに、集出荷場の安定した運営を図るため、事業計画上、系統出荷を増やすことに重点を置いている。これを受けて、大部分の支部園芸部は、系統外出荷を制限するという方針を有している。

他方、組合員の中には、卸売市場におけるなすの取引価格によっては系統

外出荷を行う方が系統出荷を行うよりも多くの販売代金を得られる場合があること、なすの販売代金が早期に支払われること等から、系統出荷を行うことに加え、系統外出荷も行いたいという意向を有している者がいる。

- (2) 土佐あき農協は、かねてから、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、遅くとも平成24年4月以降、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

ア 東洋支部園芸部及び園芸部赤野支部を除く各支部園芸部は、その規約において、支部員が支部園芸部の勧告を無視して系統外出荷を続けた場合、その者を当該支部園芸部から除名し、又は出荷停止等の処分とすることができること等を定めているところ、土佐あき農協は、これらの処分を受けるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。

これらの支部園芸部のうち唐浜集出荷場及び芸東集出荷場園芸部を除く各支部園芸部では、除名の処分を受けた場合、当該支部園芸部への再加入が5年間できないこととされている。

イ 安芸支部園芸部安芸集出荷場、園芸部穴内支部、園芸部赤野支部及び芸西支部園芸部は、支部員から、集出荷場を利用することなく系統外出荷を行ったなすの販売金額に3.5パーセントを乗ずるなどした金額を系統外出荷手数料等として徴収することとしているところ、土佐あき農協は、これらの支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが徴収する控除後の残額の2.7パーセントに相当する額等と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

ウ 支部員がなすを生産した場合には、通常、年間で10アール当たり15トン程度は収穫することができるとの見込みの下で

(ア) 園芸部赤野支部は、平成24年10月、園芸連へのなすの出荷重量が10アール当たり11トン未満となっている支部員から、10アール当たり11トンに満たない重量に1キログラム当たり3円を乗じた金額を罰金等として徴収する旨を定めたところ、土佐あき農協は、園芸部赤野支部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

(イ) 園芸部穴内支部は、平成25年10月、園芸連へのなすの出荷重量が

10アール当たり12トン未満となっている支部員から、10アール当たり12トンに満たない重量に1キログラム当たり3円を乗じた金額を罰金等として徴収する旨を定めたところ、土佐あき農協は、園芸部穴内支部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

3 実施状況等

(1) 前記2(2)の行為の実施状況は次のとおりである。

ア(ア) 中芸集出荷場園芸部は、平成24年8月から平成25年2月までの出荷重量が10アール当たり3トン未満となっていた支部員に関し、その原因の調査を行うことを決定し、中芸集出荷場の場長その他の職員が行った調査結果の報告を受け、平成25年8月頃、系統外出荷を行っていた支部員3名を脱退させた。

(イ) 芸西支部園芸部は、平成27年10月頃、系統外出荷を行ったこと等を理由として、支部員1名を除名した。

(ウ) これらの支部員は、土佐あき農協の組合員であるにもかかわらず、以後、集出荷場を利用することができず、土佐あき農協になすの販売を委託することができなくなっており、特に芸西支部園芸部が除名した支部員1名については、芸西支部園芸部への再加入が5年間できなくなっている。

イ 安芸支部園芸部安芸集出荷場、園芸部穴内支部、園芸部赤野支部及び芸西支部園芸部は、平成24年8月から平成26年7月までの2年度に、延べ409名の支部員から約2265万円を系統外出荷手数料等として徴収することとした。土佐あき農協は、これらの支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが徴収する控除後の残額の2.7パーセントに相当する額等と同様に販売事業に係る経費に充てた。

ウ(ア) 園芸部赤野支部は、平成24年8月から平成27年7月までの3年度に、延べ16名の支部員から約24万円の罰金を徴収することとした。

(イ) 園芸部穴内支部は、平成25年8月から平成27年7月までの2年度に、延べ20名の支部員から約48万円を罰金等として徴収することとした。

(ウ) 土佐あき農協は、これらの支部園芸部が定めた罰金等を収受し、これ

を系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てた。

- (2) また、土佐あき農協は、なすの系統出荷率の向上を図るため、レンタルハウス整備事業（高知県内の農業協同組合等が生産者に利用させる園芸用ハウス等を整備する場合に、高知県と同県内の市町村が、その建設に係る経費等に対して補助を行う事業をいう。）について、組合員からの園芸用ハウスの利用申請の審査に際し、系統出荷を行っていない組合員に対して、系統出荷を行うように繰り返し要請する、支部員となってなすの系統出荷を行うことを確認した上で当該利用申請を理事会において承認するなどしていた。

4 前記2(2)の制限の消滅

本件について、公正取引委員会が審査を開始したところ、支部園芸部は、平成28年10月31日までに、前記2(2)の除名等を定める規約の条項を削除する旨並びに系統外出荷手数料等及び罰金等を徴収しない旨を支部園芸部の総会で決議するなどしており、同日以降、土佐あき農協による前記2(2)の制限は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、土佐あき農協は、自ら以外の者になすを出荷することを制限する条件を付けて、組合員からなすの販売を受託していたものであり、これは、土佐あき農協が、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて組合員と取引していたものであって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第12項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなってきているが、土佐あき農協は、独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、土佐あき農協に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年3月29日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

別紙 1

番号	用語	定義
1	園芸農産物	野菜，果実，花きその他の園芸農業により生産される農産物
2	支部園芸部	東洋支部園芸部，室戸支所園芸部，吉良川支所吉良川集出荷場，羽根支部園芸部，中芸集出荷場園芸部，唐浜集出荷場，安芸支部園芸部安芸集出荷場，園芸部穴内支部，園芸部赤野支部，芸西支部園芸部及び芸東集出荷場園芸部
3	支部員	支部園芸部のいずれかに加入している者

別紙 2

番号	農業協同組合名
1	甲浦農業協同組合
2	野根農業協同組合
3	室戸市農業協同組合
4	吉良川町農業協同組合
5	室戸市羽根農業協同組合
6	奈半利町農業協同組合
7	北川村農業協同組合
8	土佐田野町農業協同組合
9	安田農業協同組合
1 0	安田中山農業協同組合
1 1	芸西村農業協同組合

別紙 3

番号	集出荷場名	支部園芸部名	備考
1	東洋集出荷場	東洋支部園芸部	東洋支部園芸部は、平成28年7月31日付けで解散している。 なお、東洋集出荷場は現在廃止されている。
2	室戸集出荷場	室戸支所園芸部	室戸支所園芸部、吉良川支所吉良川集出荷場及び羽根支部園芸部は、平成27年8月1日付けで統合し、芸東集出荷場園芸部となっている。 なお、室戸集出荷場は現在廃止されており、吉良川集出荷場はなす以外の園芸農産物を取り扱う芸東集出荷場総合選果場、羽根集出荷場はなすを取り扱う芸東集出荷場なす選果場とそれぞれ改称されている。
3	吉良川集出荷場	吉良川支所吉良川集出荷場	
4	羽根集出荷場	羽根支部園芸部	
5	中芸集出荷場	中芸集出荷場園芸部	
6	唐浜集出荷場	唐浜集出荷場	
7	安芸集出荷場	安芸支部園芸部 安芸集出荷場	
8	穴内集出荷場	園芸部穴内支部	
9	赤野集出荷場	園芸部赤野支部	
10	芸西集出荷場	芸西支部園芸部	
11	芸東集出荷場	芸東集出荷場園芸部	芸東集出荷場園芸部は、平成27年8月1日付けで室戸支所園芸部、吉良川支所吉良川集出荷場及び羽根支部園芸部の3つの支部園芸部が統合したものである。